

訪問看護ステーション アンカー 運営規定

第1条 事業の目的

医療法人静和会が開設する訪問看護ステーション アンカー(以下「アンカー」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、アンカーの看護職員が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

第2条 運営の方針

1. 指定訪問看護の提供に当たって、アンカーの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、アンカーの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援すると共に、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業の名称等

- (1)名称 訪問看護ステーション アンカー
- (2)所在地 千葉県東金市家徳 38 番地 1

第4条 職員の配置

アンカーに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名

管理者は、アンカーの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- (2)看護職員等 2.5以上(常勤換算)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

第5条 営業日及び営業時間

アンカーの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時対応が可能な体制とする。

第6条 事業の内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

第7条 利用料

1. 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第8条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は山武郡市、長生郡市、八街市を中心とし、要望や状況に応じて検討する。

第9条 秘密保持

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第10条 苦情処理

事業所は、自ら提供し指定介護予防支援又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するものとする。

第11条 事故発生時の対応

利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、管理者及び該当利用者の家族等に連絡を行い、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

第12条 虐待の防止の為の措置に関する事項

アンカーは、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講ずる。

- ① アンカーにおける虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② アンカーにおける虐待の防止の為の指針を整備すること。
- ③ アンカーにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第13条 その他

1. アンカーは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回
2. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人静和会とアンカーの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年12月1日より一部改訂し施行する。